

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和一年一月一日 ( — )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	遠軽町 555
地域名 (地域内農業集落名)	全域
	・遠軽地域(白竜、千代田、社名淵、美山、若松、見晴、留岡、丸大、学田、弥生、向遠軽、東町、南町、豊里、豊里第2、野上、瀬戸瀬東、湯の里、瀬戸瀬西、柏、若咲内、栄野、清川、福路、西町、市街地) ・生田原地域(岩戸、中里、生野、水穂、安国市街、旭野、豊原、生田原、平和、八重、清里、伊吹) ・丸瀬布地域(上丸、水谷、金山、南丸、上武利、大平、武利、丸瀬布) ・白滝地域(下白滝、旧白滝、白滝、上白滝、奥白滝、東白滝、北支湧別、支湧別、上支湧別)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8,074.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	7,796.1 ha
② 田の面積	0.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	304.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	957.4 ha
(備考) 遊休農地面積18.9ha(うち1号遊休農地18.9ha、2号遊休農地0.0ha) ④は、アンケートによる縮小面積(字地番が確定したものではないため、⑤の内数となる。) ⑤は、遠軽地域で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業経営体数は、農林業センサスによると平成22年で184経営体、平成27年で139経営体、令和2年で95経営体と年々減少を続けており、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農などにより、今後も減少することが見込まれる。

農家1戸当たりの経営耕地面積は、平成22年で35.7ha、平成27年で44.4ha、令和2年で59.2haと、離農による農業経営体数減少などの影響により、年々増加している状況にある。また、農地は、沢沿いの丘陵・傾斜地が多く、農業用機械の大型化により、ほ場への移動が困難な箇所や団地化されず分散している箇所もある。

農用地においては、畑作では、小麦・てん菜・馬鈴しょ・かぼちゃ・スイートコーンを基幹作物とし、青しそ・立茎アスパラガス・ブロッコリー等の高収益作物の導入による所得確保が図られており、畜産では、牧草・デントコーン等の自給飼料の生産により、土地利用型の経営が行われているが、畑作物と飼料作物では農地の利用状況が異なることから、更なる耕畜連携の推進が必要である。

家畜の飼養状況においては、乳用牛の飼養経営体数は減少しているものの、飼養頭数は平成27年の9,385頭(1戸当たり149頭)に対し、令和2年は7,101頭(1戸当たり169頭)と1戸当たりの飼養頭数は増加している。また、肉用牛においても、同様に飼養経営体数は減少しているものの飼養頭数は増加していたが、近年の不安定な農業情勢による離農や規模縮小により、飼養頭数も減少に転じている。

経営規模が拡大される一方で、労働力確保も難しい状況である。また、地域においては、将来的に農地の引き受けが困難になる状況が予想される。また、大規模経営の後継者以外への継承も課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・当地区の農業が持続的に発展していくためには、家族経営から大規模法人まで、多様な経営形態の実情に応じて、経営体質の強化と環境に配慮した強固な生産基盤の確立を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大を目指す。

・農業者の減少、高齢化による労働力不足に対し、小麦、馬鈴薯、飼料作物等の生産における高効率機械の導入、スマート農業技術の活用、共同作業体制の確立、さらに家畜飼養においても同様の体制を整備することによる農業生産性の向上を図る。また、新たな農業支援サービスの構築による省力化や新規就農や他産業参入、農業及び関連産業への雇用やデイワーク、半農半X等の推進など多様な担い手確保に取り組む。

・大学生のサークル等が実施するボラバイト等を積極的に受け入れ、農繁期の労働力確保と都市との関係人口拡大の取り組みを継続して実施する。

・基幹作物以外に青しそ、立茎アスパラガス、ブロッコリー等の高収益作物の生産・導入、ブランド化を地域一体となって取り組むことにより、地域の活性化・特産品化及び農業所得向上につなげる。また、6次化による多角化や農業のイメージアップ向上を図る。

・適切な輪作体系を確立するため、緑肥作物の導入を引き続き実施し、農地の荒廃防止、景観保全を推進する。また、大豆等マメ科作物の導入も検討することで、経営安定化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>当町は、東西47km、南北46kmにわたる面積1,332.45km<sup>2</sup>の中、広大な耕作面積を有している。農地は湧別川及びその支流等にかかれた一部の平地以外の多くが中山間地に存在している。営農形態も畑作、酪農が混在し、気候や農地の利用状況も異なるため、地域の実情に応じた効率的な利用促進を図る。なお、遊休農地化している農地については、生産性が低く基盤整備事業の実施も必要なことから、今後の利用について引き続き検討する。</p> <p>農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を基本としながらも、担い手の営農に支障がない範囲で農業を担う者(担い手以外の既存農業者)による農地利用を推進する。</p>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率※1	86.2(76.7)	%	将来の目標とする集積率 90.0(76.7) %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<p>離農等の受け手として、急速に規模拡大が進んだことにより耕作地が広範囲に分散されている傾向にある。農地中間管理機構等を有効活用した農地集約を計画的に行うことで、団地数の削減と団地面積の拡大を図る。</p> <p>※1:農地利用集積率:( )内は、公共機関等が所有する農地を含む集積率</p>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員会と連携を図り、農地中間管理機構を通じて、地域の担い手となる地域計画の「地域内の農業を担う者」に対し、農用地の集積・集約化を進めると共に、担い手の営農に影響の無い範囲で農業を担う者（担い手以外の既存農業者）への農地利用を促すことで、農地の遊休化を防ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を通じて地域計画に位置付ける農用地の利用権設定及び売買を、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。その際農業委員会と調整し、所有者の貸付等の意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
農業農村事業管理計画等に基づき農地基盤、生産基盤、営農飲雑用水確保等を計画的に実施する。なお、当面は、次の事業を活用した基盤整備を実施する。 ・国営かんがい排水施設の長寿命化を図り、安定した農作物の生産基盤を維持する。 ・道営畑地帯総合整備事業（令和9年度～令和17年度）により、区画整理、徐礫、客土等を実施し耕作条件の改善による担い手の経営安定を図る。 ・農地耕作改善事業（令和5年度～令和7年度）による排水対策、営農飲雑用水確保による生産効率の向上を図る。 ・畜産担い手育成総合事業（令和5年度～令和8年度、令和9年度～令和12年度）による草地改良等により、自給飼料の生産体制基盤を整備する。 また、事業活用により増加する農産物等の共撰、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、省力化した安定出荷等の基盤整備を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・遠軽町農業担い手対策協議会による第三者継承・新規就農者受入を実施し、関係機関等の協力も仰ぎながら支援に取り組む。 ・当地区の農業を持続させるには、農業、農業支援サービス事業者の雇用による人員も重要な担い手と位置づけ確保・育成に取り組むほか、管内の農業大学や町内の自衛隊退官者の受入等に取り組む。 ・農泊、農畜産物加工、直販等、6次産業化による農外収入の確保や農業、農村の魅力発信と関係（交流）人口拡大による農業、農村の魅力発信に取り組む。 ・他産業や企業からの参入や、デイワーク、半農半X等、多様な担い手の受入に対する理解醸成と受入体制等の確立を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農家戸数の減少による耕作面積の拡大、飼養頭数の増加により不足する労働力の補完、担い手が受けきれない農用地の適正管理等を行うため、既存の農業支援サービスの活用は不可欠である。また、当地域の農業を安定して継続していくためにも、農業支援サービス事業者への支援、サービス事業者の担い手確保、農作業受託事業を実施する生産組織の育成を推進する。あわせて、サービスを利用する担い手に対しても各受託作業の内容や料金等の情報提供、利用促進に向けた環境整備を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等による農作物・家畜被害を防止するため、電気柵、括り罫等の設置や管理等について、猟友会と協力して、ハンターマップの作成や新たな捕獲人材の育成を関係機関と協力しながら推進する。
- ②土壌診断に基づく適切な施肥や家畜排せつ物の有効活用を進め、可変式ブロードキャスター等のスマート農業技術の活用による減農薬、減肥料によるコスト削減を進める。
- ③畑作、畜産ともに省力化生産技術やスマート農業技術を積極的に取り入れ、労働負担の軽減を推進する。
- ⑦遠軽町環境保全広域協定運営委員会が実施する多面的機能支払交付金を活用し、遠軽町環境保全広域協定運営委員会が実施する事業を引き続き支援する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷調製施設の整備を支援し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨えんゆう農業協同組合は、遠軽町（当該地域）と湧別町の一部（旧上湧別町）を含む地域の農業協同組合であることを勘案し、当該農協組合員における行政区域を超える農地の利用については、当地域の農業者の営農に支障がない範囲で柔軟な対応を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 （氏名・名称）	現状			10年後 （目標年度：令和16年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
別紙のとおり									
計	経営体		ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

#### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	えんゆう農業協同組合	麦収穫等	麦、その他
2	JAえんゆう コントラクターセンター	自給飼料生産作業受託	デントコーン・牧草
3	えんゆう酪農ヘルパー利用組合	酪農ヘルパー派遣	牛(乳用牛、肉用牛)
4	JAえんゆう 哺育育成センター	乳牛預託	乳牛(子牛～育成牛)
5	各地区麦作組織(遠軽・生田原・白滝)	小麦収穫	秋播き小麦
6	白滝じゃが生産組合	馬鈴薯収穫・選別	馬鈴薯
7	遠軽通運株式会社	各種農作業(機械作業)請負	小麦・デントコーン・牧草等
8	(株)北翔サポート	各種農作業(機械作業)請負	デントコーン・牧草
9	(有)林牧場	粗飼料生産・収穫請負	デントコーン・牧草
10			

#### 6 目標地図(別添のとおり)

##### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。